

要 求 仕 様 書

1 業務名

令和8年度高知県FMC回線等使用契約

2 目的

場所にとらわれないワークスタイルの変革に向け、スマートフォンを利用した Fixed and Mobile Convergence（以下、「FMC」という。）サービスを導入し、職場、外出先、自宅等で、職場の固定電話と同じように、スマートフォンで音声通話ができる環境を整備する。

スマートフォンを利用したFMCサービスを導入する主な目的は、以下のとおりとする。

(1) 固定電話からの切り替え

庁内におけるフリーアドレスの導入やテレワークの促進のため、固定電話に縛られることなく、当該職員への電話の取り次ぎをスムーズにする。

(2) モバイルワークの実施

外出先や自宅でも、職場と同じような環境で業務を行うことができるようにするため、スマートフォンのテザリング機能を活用して職員用モバイルパソコンのネットワークを確保する。

3 利用期間

(1) 構築期間（予定）

191/320 台：契約締結日から令和8年7月12日まで

※既存導入済部署。契約会社が現契約会社と同一の場合には機種の変更は不要

99/320 台：契約締結日から令和8年8月14日まで

30/320 台：契約締結日から令和8年8月31日まで

(2) 回線使用期間

191/320 台：令和8年7月1日から令和13年5月31日まで（4年11か月）

99/320 台：令和8年8月1日から令和13年5月31日まで（4年10か月）

30/320 台：令和8年9月1日から令和13年5月31日まで（4年9か月）

(3) 試験期間（予定）

191/320 台：令和8年7月13日から令和8年7月31日まで

99/320 台：令和8年8月17日から令和8年9月4日まで

30/320 台：令和8年9月1日から令和8年9月25日まで

4 納入期限

FMC サービスの利用に必要な携帯電話機 320 台については、端末の設定を完了した上で、191 台については令和8年7月12日までに、99 台については令和8年8月14日

までに、30台については令和8年8月31日までに納品すること。

5 納入方法

本仕様書に従い、設定作業等を行った上で納品すること。

6 納品場所

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番16号

高知県総合企画部デジタル政策課（高知電気ビル別館7階）

7 利用想定

- (1) 携帯電話機は本県職員が勤務する施設に配布する。詳細な配布計画については、別途協議のうえ定めるものとする。
- (2) 携帯電話機は既存PBXと連携する内線番号機能を有し、庁舎外においても内線通話を可能とする。
- (3) 外線着信に際しては、庁内固定電話機で受電後、携帯電話機に転送（多段転送を含む。）して利用する。
- (4) 携帯電話機からの発信に際しては、既存PBXに収容してある電話回線から発信（OABJ発信及びOA0発信）して利用する。

8 通信契約者等の条件

MVNO（仮想移動体通信事業者/Mobile Virtual Network Operator）ではなく、MNO（移動体通信事業者/Mobile Network Operator）が提供する移動通信サービスを採用すること。

9 機能及び性能等に関する仕様

別紙1「機能等仕様書」の仕様を満たすこと。

10 支払方法

「3 利用期間」の（1）構築期間にかかるFMC構築費用等の初期費用は、構築が完了した時点で一括支払いとし、（2）回線使用期間にかかる使用料は月払いとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受注者は業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。
- (3) 携帯電話機の以下の初期設定作業は、受注者が行うこと。
その他、円滑な利用のために必要な設定についても受注者が行うこと。

- ① MDM の初期設定及び携帯電話機の登録
 - ② 別途指定するアプリケーションのインストール
 - ③ その他詳細な仕様は、受注者決定後、双方協議のうえ決定する
- (4) 携帯電話機には、管理番号等を付し、ナンバリングしたシール等により表示すること。
- (5) 携帯電話機の故障等で部品等交換する際は、記憶されている設定情報等一切のデータを消去し情報漏洩を生じさせないこと。
- (6) 携帯電話機に外部メモリスロットが搭載されている場合は、使用できないよう設定すること。
- (7) 契約期間終了時に本業務の受注者と業務引継ぎを行う必要がある場合には、引き続き円滑な利用が図れるよう新規事業者へ最大限協力すること。
- (8) 既存 PBX の情報
- ①型番 UNIVERGE SV9500
 - ②設置場所 本庁舎 6 階電話交換機室
 - ③外線番号数 759 番号
 - ④チャンネル数 187ch

12 担当部署

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番16号 高知電気ビル別館7階
高知県総合企画部デジタル政策課
TEL : 088-823-9896

別紙 1

機能等仕様書

1. 機能要件 (FMC 機能要件)

(1) 内線接続

下記、内線番号を付与した端末間の内線呼出し・内線通話が可能であること。

- ・携帯電話端末⇔ 既設 PBX 接続の内線電話機
- ・携帯電話端末⇔ 携帯電話端末

(2) 転送機能

下記、内線番号を付与した端末で保留転送が可能であること。

- ・携帯電話端末⇔ 既設 PBX 接続の固定電話機
- ・携帯電話端末⇔ 携帯電話端末

(3) 外線発信機能

内線番号を付与した携帯電話で既設 PBX に収容してある電話回線から発信が可能であること。また 0A0 番号を利用した発信 (携帯電話機からの直接発信) も可能であること。

(4) 内線番号通知機能

内線呼出し時において、発信側端末の内線番号を相手方に通知し、着信履歴より折り返しで呼出しができること。

また、転送時においても、転送操作を行った携帯電話機の内線番号を通知できること。

(5) 内線番号管理機能

携帯電話端末の内線番号は、管理者にて管理 (変更・確認等) できること。

(6) 既存 PBX との接続

既存 PBX 側の機器・設定追加及び試験対応費は別途調達とするが、既存 PBX との連携を図るため、必要な回線や機器を用意するとともに、既存 PBX 側との調整について協力すること。

2. 仕様要件

(1) FMC 回線

FMC のアクセス回線について、利用を開始するための必要な手続きを行い、FMC を安定的に利用できる環境を構築すること。

- ① 提供するアクセス回線は、光回線に限定し、インターネットと通信出来ないことと

し、帯域確保型回線、ベストエフォート回線を問わない。ただし、FMC 利用の妨げにならない技術的論拠に基づき、安定的な帯域を提供すること。

- ② 既存 PBX との接続インターフェースは、BRI、PRI 又は IP トランク収容とする。
- ③ ch 数（同時通話数）は、23ch とする。

(2) 携帯電話機

本事業で調達する携帯電話端末は以下の通りとする。

- ① 携帯電話機は賃貸借契約とする。
- ② 契約期間は、契約日から令和 13 年 5 月 31 日までとする。
- ③ 導入台数は 320 台とする。
- ④ 携帯電話端末は、納入時点でのその端末が対応する最新 OS にアップデートのうえ、本県が定めた仕様（アプリケーションの追加・非表示、電話帳のアップロード等）を行うこと。

提案機種については、スマートフォンで以下の条件を満たす、同一新品の型式とする。

項目	備考
OS	Android (Android 13 以上) 又は iOS (iOS14 以上)
通信方式	4G LTE 及び 5G の品質を有していること。
人口カバー率	4GLTE が本県で 99.8%以上であること。(ローミング不可)
音声通信	月額定額（通話時間無制限）であること。
データ通信	1 台あたり上限 7GB/月以上の利用が可能でありグループ内でシェアできるものとする。
追加機能	テザリングオプションを付帯するものとする。
その他	・暗証番号等を用いた画面ロック・操作ロック機能を有していること。 ・静止画・動画が撮影可能な内蔵カメラを有していること。 ・充電ケーブル、及び電源アダプタを携帯電話端末と同数付属すること。

(3) 電話帳（ソフトウェア）

本事業にて利用する携帯電話端末については、全て電話帳による番号管理を行う。

電話帳に求める最低限の運用管理機能は以下のとおりとする。

- ① 本県管理者が登録した電話帳を全ての端末で共有する機能を有すること。
- ② FMC サービスと連携し、通話の発信を電話帳経由で行うことができる機能を有すること。
- ③ 電話帳グループ設定は 20 グループ設定できること。(電話帳アプリでの提供も可。ただし、その他電話帳に要求する仕様を満たすこと。)
- ④ 個人で登録した電話帳は、管理者が全端末共通電話帳を配信した場合、上書きされないこと。

(4) MDM

本事業にて利用する携帯電話端末については、全て Mobile Device Management(以下「MDM」という。)により、本県管理者による運用管理を行う。

MDM に求める最低限の運用管理機能は以下の通り。

- ① セキュリティポリシー設定機能
- ② リモートワイプ機能（スマートフォンの保存データ等を、インターネットを通じた遠隔操作にて削除できる機能）
- ③ アンチウイルス機能（ウイルス対策機能）
- ④ アプリケーションのサイレントインストール機能
- ⑤ その他、MDM としての基本的な機能を有していること。

(5) 保守

- ① FMC 及びアクセス回線の保守については、以下の通りとする。

ア 提供事業者にて 24 時間 365 日の受付が可能とし、駆け付け対応を含む速やかな復旧対応を行うものとする。

イ 復旧対応にかかる費用に関しては提供区分内については提供事業者が負担する。

ウ 復旧までに時間を要する場合は、その代替運用についても、本県合意のもと、速やかに行うものとする。

- ② 携帯電話端末の保守については、以下の通りとする。

ア 故障発生時の代替品については、予め設定した本県仕様に基づくキittingを施したものとする。

イ 対応方法は「先出センドバック方式」による対応（郵送・宅配便等による代替品の先行出荷を行い、代替品到着後、不具合の生じた端末を返送する方式）とし、本県管理者、及び利用者による保守サービス拠点への訪問による対応は認めない。

ウ 携帯電話端末返送の際の宅配便等の料金は提供事業者負担（着払い等）とする。

エ 対応時間は土、日、祝日を含む午前 9 時から午後 6 時までとする。

(6) 設計・設定等の作業

① 端末

- ・ OS、ソフトウェアなどのインストール作業
- ・ その他必要な端末の初期設定について、本県と協議の上、作業を実施すること

② ソフトウェア、セキュリティ

- ・ MDM やアプリケーションが正常に動作するよう設計すること。
- ・ 設計内容をドキュメントとして本県へ提出すること。
- ・ MDM 及び内線アプリケーションにおいて管理者アカウントの設定を行うこと。
- ・ 端末管理の設定を行うこと。

- ・ MDM では必要な機能制限設定の配布を行うこと。
- ・ MDM では必要なアプリケーションの配布を行うこと。
- ・ 各設計内容は、ドキュメントとして本県に提出すること。

③設計書や設定手順書の提出

- ・ ドキュメントデータを本県へ提出すること。

(7) 試験の実施

①試験範囲

- ・ 本仕様書に求める要件や追加提案の内容が全て反映した状態で納品できるよう、必要な試験・動作確認等を行うこと。
- ・ 端末に設定された MDM やその他サービスが正常に機能していることを確認すること。

②試験期間

- ・ 令和 8 年 7 月 13 日から令和 8 年 7 月 31 日 (191 台)
- ・ 令和 8 年 8 月 17 日から令和 8 年 9 月 4 日 (99 台)
- ・ 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 25 日 (30 台)

(8) 説明会の実施

FMC 及び MDM の利用方法等について、利用方法や利用手順に変更が生じる場合は本県管理者及び利用者に説明会を実施すること。実施の時期や手法については、別途協議のうえ決定するものとする。